

任意継続って何？

退職しますと、通常は被保険者ではなくなります。

ただし、継続して2カ月以上加入期間があるときは、本人の申請により引き続き、日研健保の被保険者でいることができます。

これを「任意継続」といいます。

■保険料はどうなるの？

任意継続の方の保険料は、これまで事業主が負担していた分も含め、全額自己負担になります。

■申込方法は？

「任意継続被保険者資格取得申請書」に、必要事項を記入の上、健保組合に提出してください。

■受付期間は？

退職した日の翌日から20日以内です。

■納付方法は？

受付後にお送りする「振込依頼書」により、指定された納付期限までにお振込ください。

■保険証は？

これまでご使用の保険証は事業主に返却してください。初回保険料振込の確認後、新しい保険証をお送りします。

■給付は？

任意継続した方でも、各給付やサービスは受けられます。ただし、継続給付に該当する場を除き、「傷病手当金」「出産手当金」は支給されません。

■任意継続の資格を失うときは？

次の事由に該当すると、任意継続の資格を失います。

1. 保険料を納付期限(毎月10日)までに納付しなかったとき
2. 就職して、健康保険・船員保険・共済組合の被保険者になったとき
3. 任意継続してから2年を経過したとき
4. 任意継続した本人が死亡したとき
5. 後期高齢者医療の被保険者となったとき
6. 任意継続被保険者が申し出たとき

● 保険証交付までの流れ ●

1 「任意継続被保険者資格取得申請書」を受理

2 保険料振込依頼書送付

3 あなたからの初回保険料の入金を確認

4 保険証を交付

■注意事項

被扶養者に異動が生じたとき、住所・氏名等に変更があったときには必ずご連絡ください。

